

障がい児通所支援事業等指定後の手続きについて

指定後に必要な手続き（届出等）等について、ご確認ください。

1 指定後1ヶ月以内の手続き

（１）業務管理体制の届出

- ・事業者は、利用者の人格を尊重し、法令を遵守してその職務を遂行するために、法令遵守等の業務管理体制を整備し、関係行政機関へ届け出る必要があります。
- ・届出は業務管理体制整備の根拠となる児童福祉法の条文ごとに提出していただきます。
 - ①指定障がい児通所支援事業者：児童福祉法第21条の5の26
 - ②指定障がい児入所施設：児童福祉法第24条の19の2
 - ③指定障がい児相談支援事業者：児童福祉法第24条の38

（２）情報公表制度

- ・事業者は、サービスの質の向上を図るため、事業所ごとの基本情報、運営情報等について毎年公表する必要があります。（児童福祉法第33条の18）
- ・福岡県障がい福祉サービス等情報公表制度に基づき必要情報を報告してください。
手続きの詳細は、県ホームページでご確認ください。
URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/johokohyoseido.html>
- ・1ヶ月以内（指定月中）に公表を行わなかった場合は、翌月から公表を行った月まで**減算**となりますのでご注意ください。

（３）支援プログラムの公表（児童発達支援（居宅訪問型含む）・放課後等デイ）

- ・事業者は、5領域を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援プログラムを策定・公表を行う必要があります。（基準省令第26条の2、第71条）
- ・支援プログラムの策定・公表を行わなかった場合は、**減算**となります。（R7年4月～）

（４）福祉・介護職員処遇改善加算計画書

- ・処遇改善加算を算定する場合は、**指定月の末日まで**に福祉・介護職員処遇改善加算計画書を提出する必要があります。
- ・指定月の末日までに提出した場合は、指定月から加算を算定します。指定月の翌月以降の提出の場合は、提出された月の翌々月からの算定となります。
- ・様式等については、県ホームページをご確認ください。
URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukushikaigo-syogukaizen-r6keikaku.html>

2 変更に係る届出

- ・以下の事項に変更が生じた場合は、届出を行ってください。

<変更の届出等が必要な事項>

- ①事業所の名称及び所在地

- ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- ③申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る）
- ④事業所の平面図（各室の用途を明示するもの）及び設備の概要
- ⑤事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及び住所
- ⑥運営規程
- ⑦当該申請事業に係る障がい児通所給付費の請求に関する事項 など

- ・変更届については、変更があった日から **10日以内** に届け出てください。
- ・児童発達管理責任者基礎研修を修了し、第二児発管として配置する（OJT 開始）場合も変更届が必要です。

届出を行っていない場合は、OJT 期間 6 月での実践研修の受講はできません。

- ・**障がい児通所・入所給付費の請求に関する変更**については、毎月 15 日までに提出した場合は「翌月」から算定します。

16 日以降に提出した場合は「翌々月」から算定します。

- ・**事業実施場所の変更**の場合は、変更希望日の前々月 16 日までに変更届を提出して内容審査を受けて下さい。

◎変更する事項により、必要な添付資料が異なりますので、別添「変更届添付書類一覧」を確認してください。

3 変更申請

- ・**定員増**を行う場合は、変更申請が必要です。**変更月の前々月 16 日まで**に変更申請書を提出してください。
- ・定員増については、**変更申請書提出期限の 1 か月前まで**に事前協議を行ってください。事前協議の際は、平面図及び勤務形態一覧表をご準備ください。（2 部提出）
- ・児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、**市町村の意見書**が必要です。

4 廃止、休止、再開の届出

- ・廃止・休止届については**廃止又は休止の日の 1 月前まで**に、届け出てください。
- ・休止していた事業を再開したときは、**10 日以内**に、再開届を提出してください。

◎当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、**勤務体制・形態一覧表**を添付してください。

5 その他

（1）自己評価結果等の公表

- ・事業者は、おおむね 1 年に 1 回以上、自己評価及び利用児の保護者による評価を受け、その結果を公表し、公表の内容について、県へ届け出ることとされています。
- ・自己評価結果等の公表が県に届出されていない場合は、届出がされていない月から届出を行った月まで**減算**となります。

6 届出窓口について

(1) 指定障がい児通所支援事業、指定障がい児入所施設

福岡県内（北九州市、福岡市及び久留米市を除く）に所在する事業所 ※久留米市に所在する指定障がい児入所施設を含む	
福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室 指定係	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 TEL 092-643-3312 FAX 092-643-3304

(参考)

北九州市に所在する事業所	
北九州市役所 障害者支援課	〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1-1 TEL 093-582-2424
福岡市に所在する事業所	
福岡市役所子ども発達支援課	〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1 TEL 092-711-4178
久留米市に所在する事業所 ※指定障がい児入所施設を除く	
久留米市役所障害者福祉課	〒830-8520 久留米市城南町 15-3 TEL 0942-30-9035

(2) 指定障がい児相談支援事業

- ・事業所が所在する市町村の窓口